

塩尻市に定住し、
市内又は市外の企業に就職する方の



奨学金返還を支援します

補助額

5年間で最大90万円

※年度中に返還した奨学金の月額1万5千円(年額18万円)を限度とします。

補助率

■塩尻市内企業へ就職 **全額** ■塩尻市外企業へ就職 **2分の1**

※いずれも、月額1万5千円(年額18万円)を限度とします。

交付対象者

次のすべてを満たす方

- 大学等^{*1}を卒業し、市内又は市外の企業等^{*2}に新たに就職した方
- 奨学金の貸与を受け、返還予定または返還中である方
- 勤務開始日において30歳未満の方
- 令和5年4月1日以降に正規雇用された方

※1 大学等：大学、大学院、短期大学、専門職大学、高等専門学校、専修学校

※2 企業等：中小企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人

対象となる奨学金

- 日本学生支援機構第1種・第2種奨学金
- 塩尻市貸与奨学金
- 各都道府県・市町村が設ける貸与型奨学金

申し込み方法等の詳細については、
市ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ先

塩尻市役所 市民地域部 地域づくり課

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

☎0263⑤0280 (代表)

E-mail : chiiki@city.shiojiri.lg.jp



◀詳細は、
市ホームページを
ご覧ください。

